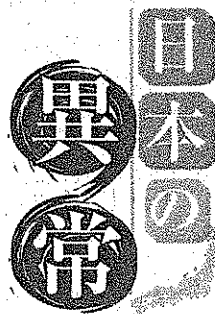


劣悪労働 広げない欧州



生活保護

日本の異常の一つに、若者の生活保護利用率の低さもあります。

利用率10%未満

「働ける年齢層」の利用が増えたと政府は問題視しますが、2008年のリーマン・ショック後に派遣切りが問題になってようやく利用が認められ始めたものです。20〜30代の利用は10%にも及びません。

フランスでは、税金による公的扶助の利用世帯で一番多いのは、失業扶助の要件にあてはまらない「働ける年齢層」を対象にした「積極的連帯手当」(エ

レサ)です。利用世帯全体の42%を占めます。若い失業者が親と同居していても利用できません。

エレサと失業扶助をあわせる、公的扶助利用世帯の55%にのぼります。広島県立大学の都留民子教授は、「利用者の過半数が元気な人たち」であることがフランスの公的扶助の特徴だと指摘します。

失業や就職難などで困る若い世代の生活を公的に支える制度が整えられているのです。各国は就労支援も丁寧に行っています。

イギリスの「雇用・支援給付」には、積極的に求職活動を行う場合は手当が増額される仕組みがあります。一方で病気などの支障がある人には求職活動の勧奨はありません。

ケースワーカーも手厚く配置されています。社会保障総合研

年金改革に反対してデモ行進するフランスの労働者(2007年10月、パリ)(山田芳進撮影)



究センターの三成二郎事務局長は、10年にイギリスのツヨブセセンタープラス(職業安定所)を視察しました。「リーマン・ショック後に6千人の職員を増やした。1対1で求職支援に対応した」と説明を受けました。

フランスのエレサには、就労

すれば手当が増える仕組みがあります。しかし就労手当の利用率は増えていません。なぜか。

「フランスでは、まともな仕事がないときに、『仕事に就け』とケースワーカーが強要することはできません。ひどい仕事に就かせない原則があるからです。結局、扶助利用者は増えていくのです」と都留教授は説明します。

ひるがえって日本の厚労省はどうでしょう。働ける年齢層の生活保護利用者に対し、「就労・自立支援のインセンティブ強化」を名目に「とにかく働け」と低賃金・劣悪労働を押し付ける構えです。保護開始から6カ月をめどに「集中的に就労支援」をし、「5万円程度の収入でもまずは就労」「職種や地域等を拡大して就労活動を行うことを明確化」としていま

全国民に恩恵を

大阪市立大学の木下秀雄教授

は警告します。「労働条件をさらに劣悪化させれば、体を壊して仕事を失う人が増え、年金もないまま高齢になる人が増えるだけです。そうなれば生活保護利用者が増えざるを得ない」。ドイツでは「若者に対しても、すぐに就労につながる場合でも手厚く丁寧な就労支援をしている」と話します。

欧州先進諸国では、医療費ゼロ、所得制限なしの教育費無償など、国民の誰もが社会保障の恩恵を受けています。このことが国民同士を分断し対立させて、個々の制度を改悪していく策動を困難にしています。

「時の政権による攻撃があっても、最低生活保障という制度の根幹は揺るがせないのだという国民の力を感じた」と三成さん。都留教授は「生活保護バッシングを許さないためにも、国民各層の連帯したたたかいで、全国民を対象にした社会保障を構築することが不可欠です」と強調します。(おわり)

(鎌塚由美が担当しました)